

尾張旭市個人情報保護法施行条例の制定について

討論要旨 川村つよし議員

この条例制定は、地方自治体が所有する個人情報を、データとして利活用するために国策で進められるものです。地方自治体や一部事務組合などに約2000の個人情報保護条例があり、民間がデータの利活用をしようと考えても、個々の条例の微妙な違いが盾になり、一律の対応を行うことはできません。

そのため、データを利活用しやすくするよう、個々の条例を一律の内容にしてしまえ、という乱暴な議論です。

地方自治の問題として、それで良いのか？国が法律で、地方自治体の持つ制定済みの条例に干渉してくるということになると、自治体の条例制定権の問題、憲法違反の疑いもあると指摘する研究者もあります。慎重で丁寧な議論が求められる話です。

個人情報保護の成立過程を見ると、地方自治体が住民に近い存在であるため、問題に気づき「認知の先導性」を発揮してきたと言われています。

自治体が独自に定めてきた個人情報保護条例は「いったんリセット」するという、当時の担当大臣の発言は、地方議員として、頭にくる話です。